

計画新旧比較表

第1章 計画の基本的な考え方

修正前	修正後
<p>1. 計画策定の趣旨</p> <p>平成11年6月に、男女がお互いに人権を尊重し、共に責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して「男女共同参画社会基本法」が制定されました。本市においては、平成11年3月に「佐倉市男女共同参画社会づくりプラン」(平成11年度～平成15年度)を策定し、平成14年12月には、男女が共に社会の対等な構成員としてあらゆる場に参加し、その個性や能力を発揮できる社会を目指して「佐倉市男女平等参画推進条例」を策定しました。その後、「佐倉市男女平等参画基本計画【第2期】(平成16年度～平成20年度)、【第3期】(平成21年度～平成31年度)」を策定し、男女平等参画社会の形成を目指して総合的な取組を行ってきました。</p> <p>これらの取組により、男女平等参画に対する理解は少しずつ浸透してきましたが、平成29年9月に実施した「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」の結果からは、今なお固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることや、仕事と家庭の両立が難しい現状、女性の職場における政策・方針決定過程への参画が不十分であることがうかがえます。</p> <p>社会全体を見渡すと、少子高齢化の進行、急速な情報通信技術の発展による情報化、外国人の入国者数増加等による国際化などの社会の変化や、性の多様性に対する人々の関心の高まりなどにより、男女平等参画推進における課題は多岐にわたり、幅広い取組が求められています。中でも、家庭における配偶者等からの暴力は、近年、被害が潜在化しやすく複雑な問題として深刻であるということが広く認識されつつあります。また、社会の活力を維持していくために、女性が職業生活において十分に能力を</p>	<p>1. 計画見直しの趣旨</p> <p>平成11年6月に、男女がお互いに人権を尊重し、共に責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して「男女共同参画社会基本法」が制定されました。本市においては、平成11年3月に「佐倉市男女共同参画社会づくりプラン」(平成11年度～平成15年度)を策定し、平成14年12月には、男女が共に社会の対等な構成員としてあらゆる場に参加し、その個性や能力を発揮できる社会を目指して「佐倉市男女平等参画推進条例」を策定しました。その後、「佐倉市男女平等参画基本計画【第2期】(平成16年度～平成20年度)、【第3期】(平成21年度～平成31年度)」を策定し、男女平等参画社会の形成を目指して総合的な取組を行ってきました。</p> <p>さらに、佐倉市では、国の「男女共同参画社会基本法」及び「佐倉市男女平等参画推進条例」に基づき、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和元年度(2019年度)に「佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】」を策定しました。</p> <p>その結果、男女平等参画に対する理解は少しずつ浸透してきましたが、令和4年9月に実施した「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」や、県が令和元年度に実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」の結果を見ると、今なお固定的な役割分担意識が根強く残っていることや、仕事と家庭の両立が難しい現状、パートナーからの暴力があることも、意識調査の結果からうかがえます。</p> <p>また、国においては令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」、県では令和3年3月に「第5次千葉県男女共同参画計画」が策定され、各分野での女性登用の推進や、地域活動</p>

<p>発揮し、積極的に参画できる環境を整備するため、平成27年9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（いわゆる「女性活躍推進法」）が施行されました。</p> <p>今後、急速に変化する社会に対応していくために、女性だけではなく全ての人々があらゆる面での違いを肯定し、互いに認め合う社会の構築が喫緊の課題となっています。</p> <p>このたび、令和元年度で「佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】」の期間が満了となることから、家庭や職場に限らず、社会のあらゆる分野での男女平等参画を実現する取組をより一層推進していくため、本計画を策定しました。国や千葉県計画を勘案し、社会情勢の変化・法制度の改正・市民意識調査の結果等を踏まえ、引き続き、男女平等参画社会の実現のため、総合的・具体的に施策を推進していきます。</p>	<p>における男女共同参画の促進などの課題への取り組みが必要であるとしています。</p> <p>このたび、計画期間の前期4年が経過したことに伴い、現状の課題に加え、国や県の計画改訂の内容や、市民意識調査の結果を踏まえ、本計画の現状と課題を検証し、基本事業及び具体的な事業の見直しを行いました。引き続き、男女平等参画社会の実現のため、総合的・具体的に施策を推進していきます。</p>
<p>3. 計画に期間</p> <p>この計画は、令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和13年度（2031年度）までの12年間の計画です。</p> <p>なお、今後の法制度の改正や社会情勢の変化、本計画の進行状況等も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。</p>	<p>3. 計画の期間</p> <p>この計画は、令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和13年度（2031年度）までの12年間の計画です。</p> <p>計画に掲げる施策の基本事業及び具体的事業について、前期4年間が経過しましたので、国や県の動向、社会情勢の変化や本計画の進行状況を踏まえ、中期4年間（令和6年度から令和9年度）を見直したものです。</p> <p>なお、今後の法制度の改正や社会情勢の変化、本計画の進行状況等も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。</p>

第2章 計画の内容

※見直しに当たり、基本事業の新規設定を行ったため、事業ナンバーを振り直し、
上段を中期4年間の事業ナンバー、下段を策定時事業ナンバーの2段表記にしています。

例：

事業No.
13
12

1. 基本目標Ⅰ 人権の尊重

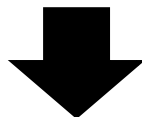
課題A 人権侵害のない社会づくり

【施策の方向① 人権侵害を許さない社会環境づくり】

修正前	修正後
所管課：自治人権推進課	
事業No.1 〈人権尊重についての広報・啓発〉 人権啓発パンフレットの配布や講演会、学習会等を開催します。	事業No.1 〈人権尊重についての広報・啓発〉 講演会の開催や広報番組の放送を実施します。
所管課：広報課	広報課
事業No.4 〈人権尊重の視点に立った広報活動〉 男女平等をはじめとした人権に配慮した広報紙や広報番組を作成します。	事業No.4 〈人権尊重の視点に立った広報活動〉 男女平等をはじめとした人権に配慮した表現を用いて、各種広報媒体で発信します。

◆指標 (修正前)

1	講演会の開催	年1回以上	自治人権推進課
4	広報紙に関連記事を掲載	年6回以上	広報課
	人権尊重の視点に立った題材の広報番組の放送	年4回以上	広報課



◆指標 (修正後)

1	講演等の実施	年1回以上	自治人権推進課
4	男女平等をはじめとした人権に配慮した表現の使用	随時	広報課
	各種広報媒体に関連記事を掲載	年6回以上	広報課

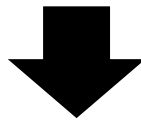
	人権尊重の視点に立った広報番組の放送	年4回以上	広報課
--	--------------------	-------	-----

【施策の方向② 市役所におけるあらゆるハラスメント行為の防止】

修正前	修正後
所管課：人事課	
事業No.5 <ハラスメント行為等に関する調査・研究の実施> 市職員を対象にした職場環境調査を活用し、人権を尊重する視点での項目を設定し、実態の把握に努めます。	事業No.5 <ハラスメント行為等に関する調査・研究の実施> 市職員を対象にした自己点検を活用し、人権を尊重する視点での項目を設定し、実態の把握に努めます。

◆指標（修正前）

5	職場環境調査を活用したセクハラに関する実態調査及び意識啓発	全職員に年1回	人事課
7	新規採用職員等、未受講者に対する研修の実施	年1回	人事課



指標（修正後）

5	自己点検を活用したセクハラに関する実態調査及び意識啓発	全職員に年1回	人事課
7	新任所属長や新規採用職員等、未受講者に対する研修の実施	年1回以上	人事課

新規【施策の方向④ 性の多様性に関する理解の促進】

12	<p><性の多様性に関する情報提供や講座等の実施> 性の多様性について理解を深めるため、市民等に対して情報提供や講座等の啓発を行います。</p>	自治人権推進課	新規
13	<p><市職員への性の多様性に関する研修等の実施> 市職員が性の多様性について正しく理解し、当事者に寄り添った適切な対応・配慮が身に付くように研修等を実施します。</p>	自治人権推進課	新規
14	<p><性の多様性に配慮した行政サービス・手続> 行政サービスや手続における性別情報の取得は、法的に義務付けられたものや事務の性質上必要であるもの、男女参画推進のため必要なものなどを除き行わないものとします。性別情報の取得が必要と判断した場合でも、性別欄の記載方法等を性の多様性に配慮したものとします。</p>	自治人権推進課	新規

◆指標 (新規)

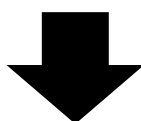
12	情報提供や講座等の実施	年1回以上	自治人権推進課
13	研修等の実施	年1回以上	自治人権推進課

課題 B 性差によるあらゆる暴力の根絶

【施策の方向② DVに関する相談・支援体制の充実】

◆指標 (修正前)

20	シェルター (※P. 85 参照) 入所随伴及び緊急避難支援		児童青少年課
----	--------------------------------	--	--------



指標 (修正後)

23 20	シェルター (※P. 86 参照) 入所随伴及び緊急避難支援	随時	こども家庭課
----------	--------------------------------	----	--------

◆指標 (新規)

25	情報提供・同行援助	随時	こども家庭課
----	-----------	----	--------

【施策の方向④ 女性の視点を盛り込んだ防犯対策の促進】

修正前	修正後
所管課：危機管理課、学務課	
事業No.27 〈暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進〉 関係団体と連携した犯罪防止のための地域防犯パトロールを実施します。	事業No.30 ²⁷ 〈暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進〉 関係団体と連携した犯罪防止のための地域防犯パトロール等を実施します。

◆指標 (修正前)

27	防犯資器材の新規貸し出し団体	年 5 団体	危機管理室
	ホームページ等の情報の更新	年 5 回	危機管理室
	緊急安全情報の提供		学務課
28	設置予定灯数に対する設置済灯数の割合	99%以上	道路維持課
29	違反広告物設置者への指導	随時	都市計画課



指標 (修正後)

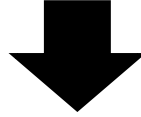
30 ²⁷	防犯カメラの設置箇所数	33 箇所	危機管理課
	青色回転灯を装備した自動車による市内巡回	年 36 回	危機管理課
31 ²⁸	設置予定灯数に対する設置済灯数の割合	99%以上	道路維持課

課題C 男女平等の意識づくり

【施策の方向① 固定的な性別役割分担意識と慣行の見直し】

◆指標 (修正前)

30	母子健康手帳交付者へのこれから父になる男性に向けた育児参加リーフレットの配布	随時	子育て支援課
----	--	----	--------



指標 (修正後)

33 30	イベント・子育て講座の実施	年2回	こども保育課
----------	---------------	-----	--------

◆指標 (新規)

33 30	積極的に育児をしている父親の割合	75% (令和17年度)	母子保健課
----------	------------------	-----------------	-------

【施策の方向③ 男女平等参画関連情報の収集、提供】

修正前	修正後
所管課：広報課、自治人権推進課	
事業No.38 〈広報紙に掲載する男女平等参画に関する記事の充実〉 男女平等参画社会づくりに向け、広報紙に様々な関連情報を掲載し、記事の充実に努めます。	事業No.41 ³⁸ 〈広報紙に掲載する男女平等参画に関する記事の充実〉 男女平等参画社会づくりに向け、各種広報媒体に様々な関連情報を掲載し、記事の充実に努めます。

◆指標 (修正前)

37	男女平等参画を題材とした広報番組の放送	年4回以上	広報課
----	---------------------	-------	-----



指標 (修正後)

40 37	男女平等参画に関する広報番組の放送	年4回以上	広報課
----------	-------------------	-------	-----

基本目標Ⅱ あらゆる場への男女平等参画の推進

課題 F 職場における男女平等参画

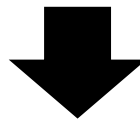
【施策の方向① 雇用機会の均等及び職場環境の整備、改善】

修正前	修正後
所管課：契約検査課	
事業No.65 <ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業へのインセンティブの付与> 市が発注する一定規模の建設工事を対象に実施する総合評価方式の入札において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局に届出済みである企業を、評価の加点対象とします。	事業No.68 ⁶⁵ <ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業へのインセンティブの付与> 市が発注する一定規模の建設工事を対象に実施する総合評価方式の入札において、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に係る一般事業主行動計画に取り組む企業を評価の加点対象とします。

【施策の方向② 多様な子育て環境の整備と情報の提供】

◆指標 (修正前)

84	保育士等への研修の実施	年3回	子育て支援課
----	-------------	-----	--------



指標 (修正後)

87	保育士等の資質向上のための研修のうち3回以上は	年3回以上	こども保育課
⁸⁴	人権に関する研修の実施		

課題 H 地域活動への男女平等参画

【施策の方向① 地域活動への参加機会の拡大と情報の提供】

修正前	修正後
所管課：契約検査課	
事業No.94 <地域活動における女性リーダーの育成> 女性へのエンパワーメント講座の開催など、地域活動における女性リーダーの育成に努めます。	事業No.96 ⁹⁴ <地域活動における女性リーダーの育成> リーダー養成講座の開催など、地域活動における女性リーダーの育成に努めます。

基本目標Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり

課題Ⅰ 生涯にわたる心と体の健康づくり

【施策の方向① 安心して妊娠・出産できる環境整備】

◆事業削除

105	〈年代や個々に応じた健康教室、健康相談の充実〉 健康教室や健康相談の実施において、年代や個々に応じた、きめ細かな対応に努めます。	健康増進課	継続 (第2期)
-----	---	-------	-------------

【施策の方向② ライフステージ（※P.88参照）に応じた健康づくりの促進】

◆所管課の追加

108 107	〈ライフステージに応じた相談の充実〉 ライフステージに応じた様々な不安やストレスの軽減を図るための相談を実施します。	健康推進課 母子保健課	継続 (第2期)
109 108	〈生涯にわたる健康づくり支援〉 ライフステージに応じた健康教育の充実や疾病予防などに関する正しい知識の普及啓発を行います。	健康増進課 母子保健課 指導課	継続 (第2期)

課題Ⅱ 安全・安心な社会環境の整備

【施策の方向① 安心して妊娠・出産できる環境整備】

修正前	修正後
所管課：母子保健課	
事業No.111 〈妊娠・出産・子育て期における健康支援の充実〉 母子の健康な生活を支援するための乳幼児健康診査や妊娠・出産・子育て期を安心して過ごせるような健康支援に努めます。また保健指導の充実を図ります。	事業No.112 ¹¹¹ 〈妊娠・出産・子育て期における 伴走型相談支援 の充実〉 妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。

◆指標（新規）

113 112	マタニティマークを使用したことがある母親の割合	90% (令和17年度)	母子保健課
------------	-------------------------	-----------------	-------

【施策の方向② 子どもの健全育成の推進】

◆指標（新規）

115 114	来所・電話・訪問相談	随時	こども保育課
------------	------------	----	--------

【施策の方向④ 女性の視点を盛り込んだ防災対策の促進】

修正前	修正後
所管課：母子保健課	
<p>事業No.124</p> <p>〈要配慮者の安全確保〉</p> <p>女性や、高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦・LGBT等といった特に支援を必要とする人、外国人等に配慮した、地域防災計画や避難所運営マニュアルの整備を行い、安全確保を図ります。</p>	<p>事業No.125¹²⁴</p> <p>〈要配慮者の安全確保〉</p> <p>女性や、高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦・LGBTQ+当事者等といった特に支援を必要とする人、外国人等に配慮した、地域防災計画や避難所運営マニュアルの整備を行い、安全確保を図ります。</p>

基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実

課題 K 庁内推進体制の充実

【施策の方向② 市職員に対する男女平等参画意識の啓発】

◆指標（新規）

128	庁内推進会議の実施	年1回	自治人権推進課
-----	-----------	-----	---------

【施策の方向③ 男女平等参画推進センターの充実】

修正前	修正後
所管課：自治人権推進課	
事業No.130 <女性のための相談事業の充実> 女性のための相談事業の充実と関係機関との連携強化を図ります。また、男性やLGBT等を対象とした相談事業についても調査、研究します。	事業No.131 ¹³⁰ <女性のための相談事業の充実> 「女性のための相談」及び「女性のための法律相談」の充実と関係機関との連携強化を図ります。また、男性やLGBTQ+当事者を対象とした相談事業についても調査、研究します。
所管課：自治人権推進課	
事業No.131 <学習会等の事業の充実> 男性の家庭参加・女性のエンパワーメント・性の多様性（LGBTなどの性的少数者）など、幅広い層を対象に男女平等参画の視点に立った学習会等の事業の充実を図ります。	事業No.132 ¹³¹ <学習会等の事業の充実> 男性の家庭参加、政治・経済・社会の分野等における女性のエンパワーメント・性の多様性など、幅広い層を対象に男女平等参画の視点に立った学習会等の事業の充実を図ります。

【施策の方向① 国・県・近隣自治体との連携】

◆指標（新規）

136	地域推進会議の出席	随時	自治人権推進課
137	チラシの配架	随時	自治人権推進課

【施策の方向② 関係機関・団体との協働・連携】

◆指標（新規）

138	地域推進会議の出席 [指標No.137を再掲]	随時	自治人権推進課
-----	-------------------------	----	---------